

広報たなべ

第 134 号
平成 28 年
文月 7

特集

世界遺産

「紀伊山地の霊場と参詣道」の
追加登録に向けて



未来へつなぐ道
田辺市

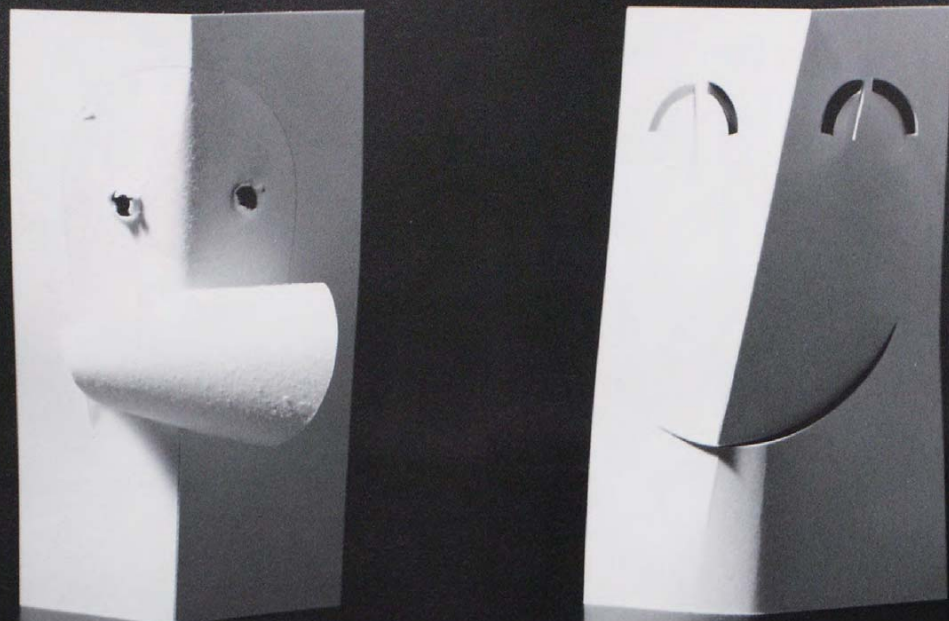
広報田辺 7 月号 平成 28 年 7 月 1 日発行
編集・発行 田辺市企画広報課



〒 646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町 1
☎ 0739-26-9963 田辺市 0739-22-5310
✉ kikaku@city.tanabe.lg.jp



田辺市ホームページ
モバイル版ページ <http://www.city.tanabe.lg.jp/>
<http://www.city.tanabe.lg.jp/m/>



かみ・カミ・紙 谷内つねお と つくる

図書館、美術館、カルチャー of キッズ 連携事業

第 1 回「かみであそぶ」

日 時：7 月 27 日(土) 10 時～12 時
対 象：幼児（4 歳）から小学 2 年生
（幼児は保護者の同伴が必要です。）
定 員：30 名 [先着]

第 2 回「紙でかんがえる」

日 時：7 月 28 日(土) 10 時～12 時
対 象：小学 3 年生～6 年生
定 員：50 名 [先着]
参加費：500 円（材料費）

第 1 回、第 2 回ともに

会 場：たなべる 2 階「大会議室」
申込み：7 月 12 日(金) 9 時 30 分から市立図書館へ電話でお申し込みください
作品展：7 月 29 日(金)～8 月 24 日(金)の期間、
たなべる「交流ホール」で展示します。

問合せ：田辺市立図書館 ☎ 0739-22-0697
田辺市立美術館 ☎ 0739-24-3770

第 3 回「カミの虫・かみの森」

日 時：11 月 19 日(土) 10 時～15 時
（昼休憩 1 時間）
会 場：熊野古道なかへち美術館
対 象：中学生以上
定 員：30 名 [先着]
申込み：11 月 5 日(土) 10 時から市立美術館へ電話
でお申し込みください
参加費：500 円（材料費）
作品展：11 月 20 日(土)～27 日(金)の期間、熊野古道
なかへち美術館「展示室」で谷内つねお
さんの作品とともに展示します。

谷内庸生氏 プロフィール

1953 年、和歌山県田辺市に生まれる。日本大学芸術学部
を卒業した後、デザイン会社に勤務。1978 年からアメリ
カに渡り、デザインの仕事をしながら「紙彫刻」を始める。
1982 年、ボストンにデザインスタジオを設立し、ニュー
ヨーク近代美術館、ボストン美術館、ハーバード大学な
どのデザインを手掛ける。1986 年からデジタルエキイ
ブメントコーポレーションに勤務（シニアアートディレ
クター）。1989 年に帰国し、現在は神奈川県真鶴町を拠点
にして現代アート、デザインの仕事に携わっている。

03 特集
「紀伊山地の霊場と参詣道」
の追加登録に向けて」

08 おしらせワイド

市政功労者・善行者表彰／行政改革に取り組んでいます／後期高齢者医療保険料について／田辺扇ヶ浜海水浴場開設／第30回弁慶まつり 参加者募集 ほか

14 まちの話

リオデジャネイロへ向けて／梅の豊作と産地繁栄を願い各地でPR／開館から4年4か月で達成／地域に根付いた野球チームが誕生！ ほか

16 おしらせボックス

市営住宅の入居者を募集します／田辺市文化賞受賞候補者を募集します／おやこ食育教室の参加者を募集します／第25回 大塔地球元気村2016を開催します／再就職準備セミナーを開催します ほか

22 みんなの広場

子育てクラブ／我が家の愛ドル／たなベスマイル／防災コラム／まちかど特派員／たなベ散歩／図書館へ行く

26 相談日程

主な電話番号等

- 田辺市役所 〒646-8545 新屋敷町1
☎ 0739-22-5300 (代) ☎ 0739-22-5310
- 市民総合センター 〒646-0028 高雄一丁目23-1
☎ 0739-26-4900 (代) ☎ 0739-26-4914
- 龍神行政局 〒645-0415 龍神村西376
☎ 0739-78-0111 (代) ☎ 0739-78-0116
- 中辺路行政局 〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1
☎ 0739-64-0500 (代) ☎ 0739-64-0966
- 大塔行政局 〒646-1192 鮎川2567-1
☎ 0739-48-0301 (代) ☎ 0739-49-0359
- 本宮行政局 〒647-1792 本宮町本宮219
☎ 0735-42-0070 (代) ☎ 0735-42-0239
- 市水道事業所 〒646-0028 高雄三丁目18-1
☎ 0739-24-0011 (代) ☎ 0739-24-7910
- 市ごみ処理場 〒646-0053 元町2291-6
☎ 0739-24-6218 (代) ☎ 0739-24-4068

電話案内サービス

- 防災行政テレフォンガイド ☎ 0120-963-910
- 救急安心センター ☎ #7119

休日急患診療

- ☑田辺広域休日急患診療所（市民総合センター玄関右側）
- ☑内科・小児科系、歯科の応急診療
- ☑時間 9時～11時30分、13時～16時
- ☑（※小児科のみ、☑18時～21時30分も診療を行っています。）
- ☑☎ 0739-26-4909



田辺市
ホームページ



モバイル用
ホームページ



防災行政
メール等



救急受診
ガイド

今月の表紙

今月の表紙は、關難神社を見つめる平安衣装を着た女性を撮影しました。雨の日が続いていましたが、撮影の日は見事に晴天。太陽の光を浴びる本殿と女性の姿がとても印象的でした。



追加登録を心待ちに

マークの説明

- ☑…日付・期間
- ☑…時間
- ☑…休館日
- ☑…場所
- ☑…集合
- ☑…内容
- ☑…対象・参加資格等
- ☑…定員
- ☑…料金・費用
- ☑…持ち物
- ☑…申込み・申請方法
- ☑…問合せ
- ☑…消印…消印有効
- ☑…[先着]…先着順

◇☑マークには、振替休日等も含まれます。
◇申込み・問合せ等の受付については、基本的に☑
☑☑を除く8時30分～17時15分です。
◇料金の記載のないものは、無料です。
◇申込み方法の記載のないものは、申込み不要です。
◇市役所の開庁時間は、☑を除く☑～☑の8時30分～17時15分です。毎週☑は、市民課・保険課・税務課の一部窓口を19時まで延長しています。

ツイッター・フェイスブックでも市の情報を発信しています。
☑http://www.city.tanabe.lg.jp/jyouhou/sns.html

特集
世界遺産
「紀伊山地の霊場と参詣道」
の追加登録に向けて

一昨年、世界遺産登録から10年を迎えた「紀伊山地の霊場と参詣道」。
この世界遺産に、新たに5か所が、追加の登録を検討されています。6月11日、イコモス（ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関）の事前審査では「承認」の勧告を受け、7月10日から20日にかけて行われる世界遺産委員会での正式決定を待つばかりとなりました。
今月は、世界遺産の新たな登録予定地や地域の取組等をご紹介します。皆さんも、新たに登録されるいしえの場所に出掛けてみませんか。

- ☑文化振興課 文化財係
☑0739（26）9943
- ◇観光振興課 観光振興係
☑0739（26）9929





市街地の東に鎮座し、祭神は伊邪那美命をはじめとする熊野十二神。古くから「権現さん」と呼ばれて親しまれており、また、勝負運の神様としてもご利益があるといわれています。

社殿は、この地方によく見られる特色を備え、紀伊半島南部における寺社建築を考える上でも重要な建築物です。境内地は、近世以来の景観を残しているほか、社殿背後の飯庵山には12世紀末から13世紀はじめにかけて経塚が造られました。神社に残る美術工芸品、祭礼である田辺祭も含め、それら全てに高い文化財的価値があります。

世界遺産登録箇所図



追加登録までの経緯

平成16年7月、『紀伊山地の霊場と参詣道』が世界遺産登録されました。世界遺産『紀伊山地の霊場と参詣道』は、修験道の拠点である「吉野・大峯」、熊野信仰の中心地である「熊野三山」、真言密教の根本道場である「高野山」の三霊場とそれらをつなぐ参詣道、そしてその周囲を取り巻く「文化的景観」からなる資産で、495.3haの広大な地域です。

財的価値が高い遺跡があり、平成22年度から参詣道及び王子跡の調査等を実施し、追加登録の条件となる国の文化財指定を目指しました。平成27年10月7日に、北郡越、長尾坂、潮見峠越、赤木越、闘雞神社の5か所が国の史跡に指定されたことから、世界遺産の追加登録に向け、手続等を進めてきました。

つまり、史跡熊野参詣道を本来あるべき姿で世界遺産として登録することが、世界遺産の追加登録なのです。



湯峯温泉から本宮町久保野地区の東側の尾根筋を北西に進み、三越峠に至る約8.5kmの古道です。近世紀行文中に数多く記述が残されるように、参詣道として重要な位置を占めてきました。道沿いの石の道標や地藏石仏は江戸時代のもですが、久保野に残る安政2年(1855年)の道標は、この地方には珍しい指差道標です。地獄坂付近には、近世末と考えられる石畳・石段が残されています。三越峠付近一帯の道が、大規模な崩落等により失われていますが、献上茶屋付近から湯峯温泉までの尾根道は良好に残されています。



潮見峠越ルートのうち、捻木峠から潮見峠に至る古道です。安珍を追って真砂からここまで来た清姫が、悔しさのあまり念力で木をねじ曲げたという伝説のある捻木の杉や、役行者の石像が残されているほか、捻木峠から潮見峠までの区間は、植林地内に地道が良好に残っています。また、潮見峠は、本宮からの旅行者にとって最初海を望む景勝地であり、「西国三十三所名所図会」にも往時の様子を伝える鳥瞰図が挿入されたように、その景観は名勝的な意味合いがあります。



熊野参詣道「中辺路」の潮見峠越ルート(三栖方面から左津川を上って潮見峠を経由し、中辺路町栗栖川に至る)のうち、上三栖から長野の水ヶ峠に至る約16町の坂道です。長尾坂のうち、上三栖から長野の長尾に至る区間は、一部に近世の石畳が残されているほか、歴史の道保存整備事業により石畳道の復元整備が行われています。坂の途中には、和歌山より21里の一里塚の跡や果樹畑の間を縫うように土道が残されています。



熊野三山への参詣道として最も頻りに利用された経路である「中辺路」のうち、大塔地区の鮎川から富田川沿いに中辺路町北郡を経て滝尻に至る古道です。道沿いには、青面金剛像の庚申塔をはじめ、阿弥陀如来像の日待供養塔や道祖神、地藏石仏等、江戸時代以降の石造物が残されているほか、後白河法皇の前世の欄干が沈んでいたと伝えられる念仏淵や法皇の頓宮の伝承地が残されています。富田川は、熊野参詣の際に水垢離をする神聖な川で、熊野御幸が盛んな頃には幾度も川を渡り、水垢離を行ったといわれています。

田辺の玄関口から熊野本宮大社までをつなぎ 地域の活性化に

追加登録が与える 地域への影響



田辺市世界遺産登録推進協議会
会長 橘 一郎さん

私たちは、世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産に、新たに「闘雞神社」「北郡越」「長尾坂」「潮見峠越」「赤木越」の登録を目指してきました。

市内各種団体で構成する本協議会では、今年2月の発足からこれまで、世界遺産の追加登録に向けて、講演会の開催や各種イベントでの広報活動などを展開し、世界遺産登録についての認識を市民の皆さんに深めていただくとともに、世界遺産追加登録の機運を高める取組を進めてきました。

特に、闘雞神社が追加登録されれば、初めて街なかに世界遺産ができることとなります。また、田辺の玄関口から熊野本宮大社までがつながることからも、大変意義深いものであるとともに、地域活性化への大きなきかけになるものと考えています。

今後も、追加登録を記念したのぼりや横断幕、啓発グッズを作成し、引き続き、広く市民の皆さんに世界遺産追加登録の周知を図ってまいります。

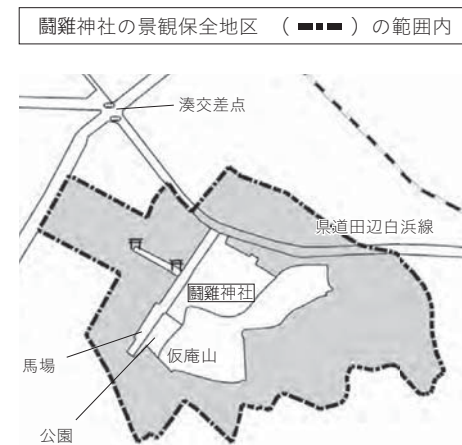
バッファゾーンとは

登録資産とその周辺の文化的景観を保全するために設けられた範囲（利用制限区域）のことです。この範囲に建物や看板、その他の工作物等を建てる場合は、一定の基準内に収めていただくこととなります。

景観保全地区とは

バッファゾーンを含む、参詣道や社寺周辺の文化的景観の保全と調和を図るため配慮していただく範囲のことです。参詣道は道の両側約50m、闘雞神社の景観保全地区は右図のとおりとなっています。

景観保全地区内において、建築物等の新築・増改築や外壁の塗り替え等を行う場合、屋外広告物を設置又は改修する場合、木竹等の伐採を行う場合には、高さや色彩等を一定の基準に合わせることも、事前の申請が必要となります。



世界遺産は登録資産（世界遺産の本体）と緩衝地帯（バッファゾーン）で構成されており、市では、世界遺産追加登録に先立ち、平成28年4月1日から、熊野参詣道中辺路（北郡越、長尾坂、潮見峠越、赤木越）及び大辺路（闘雞神社）の周辺を景観保全地区に指定しました。

世界遺産 「紀伊山地の霊場と参詣道」 追加登録記念イベント

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」への追加登録を目指す5か所の候補地の登録をお祝いする記念イベントを催します。

回 7月21日④

時 17時（飲食・物販コーナーは16時30分）

場 闘雞神社境内、参道 ほか

記 念 式 典 に 加 え、ステージ上では各地の伝統芸能を紹介し、参道には登録が並ぶほか、飲食・物販や振る舞いコーナーを設けます。是非お越しください。

大塔太鼓



野中の獅子舞



笠鉾

新しく追加予定地域の地域学習、 語り部活動

配ったり、地域の方からいわれを聞きながら、一緒に長尾坂を歩いたり、様々な面から学習に取り組んでいます。

地域学習を進めていくうちに、子供たちからは「長尾坂は素敵な所」「この良さをもっと伝えたい」などという声が聞かれ、先生方は、「この地域学習は子供たちにとって、大きな実りあるものになっている」と実感されているようです。



長野小学校6年生
(写真右から)
寛座マリアさん
芝崎萌果さん

長尾坂には、歴史がたくさんあってびっくりしました。いいところがいっぱいあるのに、知らない人が多いと思います。PR部分は捻木峠です。ここから白浜が一望できるところがいいと思います。長野のことを、もっと多くの人に知ってほしいです。

追加登録予定地の長尾坂がある長野地区の長野小学校では、熊野古道を教材とした地域学習を盛んに行っています。今では、語り部学習だけでなく、子どもたちも「子供たちが大事にしてほしい」という地域の方々の思いもあり、地域ぐるみで学習に励んでいるところなんです。また、子供たち自身が長尾坂地域の熊野古道を紹介するチラシを作成して地域などに配ったり、

後期高齢者医療保険料について

■問合せ 保険課 保険税係 ☎ 0739-26-9965



■平成 28 年度の保険料率等（年額）

均等割額	4 万 4,177 円（平成 27 年度は 4 万 4,730 円）
所得割額	【平成 27 年中の総所得金額等－基礎控除額（33 万円）】× 8.93 %（平成 27 年度は 8.55 %）
限度額	57 万円

※保険料率は、和歌山県内均一で定められ、2 年ごとに見直されます。

■均等割額の軽減【平成 28 年度軽減対象判定基準】

世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等（平成 27 年中）の合計額	軽減割合
33 万円（基礎控除額）以下の世帯	8.5 割軽減を受ける世帯のうち、被保険者全員が年金収入 80 万円以下で、その他の所得がない場合 9 割
【33 万円（基礎控除額）】＋【26 万 5,000 円×当該世帯に属する被保険者数】以下の世帯	8.5 割
【33 万円（基礎控除額）】＋【48 万円×当該世帯に属する被保険者数】以下の世帯	5 割
	2 割

※軽減判定には、65 歳以上（昭和 26 年 1 月 1 日以前生まれ）の方は、公的年金所得から 15 万円が控除されます。

■所得の低い方の保険料軽減
 ◇均等割額の軽減
 世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額により、上表のとおり均等割額が軽減されます。今年度より、さらに均等割額 2 割・5 割軽減の対象が拡大されました。ただし、総所得金額等が不明の場合は、適用されません。
 ◇所得割額の軽減
 総所得金額等が 91 万円以下の方は、所得割額が 5 割軽減されます。
 ■職場の健康保険等の被扶養者だった方の保険料軽減
 資格を得た日の前日に被用者保険の被扶養者だった方は、保険料の均等割額が 9 割軽減され、所得割額は掛かりません。
 ■保険料の納付方法
 後期高齢者医療保険料の納付方法は、受給している年金額等によって異なります。
 年金の年額が 18 万円以上で、介護保険料との合計額がその年金額の 2 分の 1 を超えない方は、原則として特別徴収（年金天引き）となります。ただし、お申出により口座振替を選択することができ、ご希望の方は上記へお問い合わせください。
 なお、特別徴収の対象となら

■平成 28 年度の保険料を 7 月中旬頃にお知らせします。
 後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに設置されている後期高齢者医療広域連合が市町村と連携協力して運営しています。
 本制度には、75 歳以上の方と一定の障害がある方で後期高齢者医療広域連合の認定を受けた 65 歳以上 75 歳未満の方が加入します。
 本制度に係る費用のうち、医療機関で支払う自己負担分を除いた分は、公費が約 5 割、現役世代の支援が約 4 割、残り約 1 割を被保険者の皆さんに納めていただく保険料で負担しています。

■保険料の算定方法
 保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額と被保険者の所得に応じて決まる所得割額の合計額となり、個人単位で計算します。

現在お持ちの保険証（被保険者証）は、7 月 31 日⑧が有効期限となっています。新しい保険証は、7 月中旬に簡易書留郵便により送付します。（お手元に届いたときから使用できます）
 ※前年所得により、一部負担金の割合を変更する場合があります。
 ※有効期限切れの保険証は、返却又は裁断処分してください。
 問 保険課 医療係
 ☎ 0739（26）9926

後期高齢者医療制度の保険証の色が「みず色」から「うすいオレンジ色」に変わります。

ない方や、新規に資格を取得された方の特別徴収が開始されるまでの期間は、普通徴収（納付書又は口座振替による納付）となります。
 ■保険料の減免制度
 罹災や、世帯主の失業による所得の激減等、和歌山県後期高齢者医療広域連合の定める要件に該当する場合には、保険料の徴収猶予や減免制度がありますので、上記へご相談ください。

市政功労者・善行者表彰

■問合せ 秘書課 秘書係 ☎ 0739-26-9910



5 月 31 日④、田辺市役所において「市政功労者・善行者表彰式典」を執り行いました。真砂市長から、市政功労者表彰として市政の各分野において功績が顕著な方々に表彰状をお贈りし、また、善行者表彰として多大なご寄附を頂いた方々に感謝状をお贈りしました。
 田辺市表彰規則では、① 地方自治の育成発展（自治）、② 社会福祉の増進又は保健若しくは環境衛生の向上（民生）、③ 産業・経済の振興発展（産業）、④ 教育文化等の振興（教育）、⑤ 災害や犯罪等社会的不安の防止・除去（治安）の 5 部門から成る「功労表彰」と、市民の模範となるようなボランティア活動を長期にわたり続けておられる方や市の公益のために多大なご寄附を頂いた方にお贈りする「善行表彰」、「一般表彰」の 3 種類の表彰を規定しています。



今回表彰された方々は左記のとおりです。（敬称略）
 ■市政功労者表彰
 ◇自治功労
 坂本みや子、高垣幸司
 ◇民生功労
 ◇故 平谷芳子
 ■善行者表彰
 ◇寄附
 伊藤順子、糸川禎彦、東稔雄、一般財団法人新庄愛郷会、株式会社ワイエスイー

行政改革に取り組んでいます

■問合せ 総務課 庶務係 ☎ 0739-26-9916



■田辺市行政改革第 3 次実施計画（平成 26～28 年度）の取組状況一覧表【平成 28 年 3 月末現在】

重点項目	実施計画全体				平成 26～27 年度計画分【参考】		
	取組項目数 (A)	実施（目標到達）項目数 (B)	到達割合 (B/A)	財政効果 純効果額 (千円) 累計効果額 (千円)	取組予定（目標設定）項目数 (C)	実施（目標到達）項目数 (D)	到達割合 (D/C)
住民参画と協働の推進	6	3	50.0%	0	4	3	75.0%
民間委託等の推進	3	1	33.3%	15,780	1	1	100.0%
説明責任の確保と住民意見の反映	4	3	75.0%	0	3	3	100.0%
環境に配慮した行政の推進	3	2	66.7%	0	3	2	66.7%
事務事業の見直し	7	3	42.9%	37	5	3	60.0%
人材育成と人材確保の推進	2	1	50.0%	0	1	1	100.0%
情報化の推進	1	0	0.0%	0	1	0	0.0%
市民サービスの向上と安全・安心の実現	4	1	25.0%	0	1	1	100.0%
組織機構の見直し	1	1	100.0%	0	1	1	100.0%
定員管理の適正化	1	1	100.0%	43,800	1	1	100.0%
給与の適正化	1	0	0.0%	0	1	0	0.0%
経費の節減合理化等財政の健全化	12	1	8.3%	35,852	3	1	33.3%
計	45	17	37.8%	95,469	25	17	68.0%

※「財政効果」については、効果額が判明しているものに限っており、歳出削減額と歳入面の効果額の合計。
 ※財政効果「純効果額」は、効果が発生した時点の純減額及び純増額の単純合算額であり、「累計効果額」は、各年度の純減額及び純増額を累計した額。

現在、「田辺市行政改革第 3 次実施計画（平成 26～28 年度）」に基づいて、具体的な取組を進めています。計画の進捗状況は左表のとおりです。

詳しくは、ホームページをご覧ください。上記へお問い合わせください。
 □ <http://www.city.tanabe.lg.jp/soumu/gyokaku/index.html>

国民健康保険税・介護保険料について

■問合せ 保険課 保険税係・収納係 ☎ 0739-26-9965



国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険（以下「国保」）は、各市町村で運営しており、皆さんが安心して平等に医療を受けられるために、自営業の方や職場等で健康保険に加入されていない方、また、会社を退職された方等を対象とした医療保険制度です。

国保の財源は、皆さんに納めていただく保険税や国、県からの補助金等で賄われています。保険税は、病気やけが等の医療費や出産育児一時金、葬祭費等の給付を行うための大切な財源です。国保、後期高齢者医療及び介護保険制度の円滑な運営を図るため、被保険者の皆さんのご理解と協力を願います。

■平成28年度の保険税

下表に基づき保険税額を算定し、7月中旬頃に国保の被保険者の属する世帯の世帯主（納税義務者）に、通知書をお届けします。

■所得の低い方の保険税軽減
世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額により、次のとおり、均等割額及び平等割額が軽減されます。

今年度から、2割・5割軽減に係る所得判定基準額が改正さ

れ、軽減範囲が広がりました。ただし、総所得金額等が不明（所得の申告をされていない等）の場合は適用されません。

基準額	7割軽減
33万円以下	33万円以下
基準額	5割軽減
33万円＋26万5,000円×（被保険者数－1）	33万円＋26万5,000円×（被保険者数－1）
33万円＋48万円×（被保険者数－1）	33万円＋48万円×（被保険者数－1）

【軽減制度があります】

倒産・解雇や雇止め等による離職をされた方で、失業等給付を受ける方については、保険税が軽減されます。

例）雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇等による離職）
◇特定理由離職者（例：雇止め等による離職）として失業等給付を受ける方

※雇用保険受給資格者証の離職理由が11・12・21・22・31・32・23・33・34に該当の方
※高齢年齢受給資格者及び特別受給資格者の方は対象外です。

■軽減を受けるには申請が必要です。

雇用保険受給資格者証の離職理由 申請について詳しくは、上記へお問い合わせください。

平成28年度の税額表

保険税の年間税額は、世帯で算定した医療保険分、後期高齢者支援金等と介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の介護保険分の3項目の合算額となります。

各項目の課税額は、所得から算定する所得割額、固定資産税から算定する資産割額、被保険者数から算定する均等割額、1世帯当たりの平等割額の合算額です。

各項目にはそれぞれ課税の上限（課税限度額）が設定されています。今年度の課税限度額は、地方税法施行令の改正に伴い、医療保険分が54万円（平成27年度は52万円）、後期高齢者支援金等が19万円（平成27年度は17万円）に引き上げられます。介護保険分は昨年と同額（16万円）です。

■医療保険分（国保加入全世帯）				課税限度額 54 万円（年額）		
所得割額 【前年中の総所得金額等 －基礎控除額（33 万円）】× 5.7%	+	資産割額 【今年度の固定資産税額 （土地及び家屋に係る分）】× 40%	+	均等割額 【世帯の被保険者数】 × 2 万 1,000 円	+	平等割額 【1 世帯当たり】 2 万 500 円
■後期高齢者支援金等（国保加入全世帯）				課税限度額 19 万円（年額）		
所得割額 【前年中の総所得金額等 －基礎控除額（33 万円）】× 2.0%	+	資産割額 【今年度の固定資産税額 （土地及び家屋に係る分）】× 10%	+	均等割額 【世帯の被保険者数】 × 7,000 円	+	平等割額 【1 世帯当たり】 6,500 円
■介護保険分（40 歳以上 65 歳未満の人（介護保険第 2 号被保険者）のいる世帯）				課税限度額 16 万円（年額）		
※介護保険第 2 号被保険者の総所得金額等・固定資産税額・被保険者数						
所得割額 【前年中の総所得金額等 －基礎控除額（33 万円）】× 1.5%	+	資産割額 【今年度の固定資産税額 （土地及び家屋に係る分）】× 9.7%	+	均等割額 【世帯の介護保険 第 2 号被保険者数】 × 9,000 円	+	平等割額 【1 世帯当たり】 5,100 円

介護保険料のお知らせ

■平成28年度介護保険料及び納付方法の決定通知書を7月中旬頃にお届けします

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支えるための

■平成28年度介護保険料額

保険料段階	保険料額（年間）	対象となる方
第1段階	3万2,500円	◇生活保護を受給している方 ◇老齢福祉年金を受給している方のうち世帯全員が非課税の方
第2段階	5万4,300円	本人が市民税非課税 同じ世帯に市民税非課税者がある方
第3段階	5万4,300円	
第4段階	6万5,100円	
第5段階	7万2,400円	本人が市民税課税 同じ世帯に市民税課税者がある方
第6段階	8万6,800円	
第7段階	9万4,100円	
第8段階	10万8,600円	本人が市民税課税 同じ世帯に市民税課税者がある方
第9段階	12万3,000円	

制度です。保険料や税金を財源とすることで、費用の一部を負担するだけで様々な介護サービスを享受することが出来ます。

介護保険制度の運営に必要な費用のうち50%が公費負担され、残りの50%が第1号被保険者保険料（65歳以上の方、22%）及び

第2号被保険者保険料（40歳以上64歳の方、28%）で賄われています。

市の介護保険料は、市の介護サービス利用に要する費用と地域支援事業に要する費用に基づき決定されます。本年度の第1号被保険者保険料は、上表のとおりです。（第2号被保険者保険料は、加入している医療保険料との算出方法により決められ、医療保険分と合わせて徴収されます。）

■保険料の納付方法

年金、障害年金及び遺族年金を受給している方の納付方法は、原則として特別徴収（年金天引き）です。特別徴収の対象とならない方や、新規に資格を取得された方の特別徴収が開始されるまでの期間の納付方法は、普通徴収（納付書又は口座振替）です。

■介護サービスについて

◇介護サービスについて
やすらぎ対策課介護保険係
☎ 0739（26） 4931

■納期・延滞金について

納期・延滞金については、督促手続は、納期後20日以内

に発送します。督促手数料は、督促状1通につき80円です。

延滞金は、租税債務の履行遅滞に対する遅延利息として徴収するものです。これは、納期内に納付した方の利益を尊重し、また、納税秩序の確立を図るという趣旨に基づいています。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付は口座振替で

普通徴収の納付に口座振替を利用すると、指定された預貯金口座から自動的に引き落とされます。納付の度に金融機関へ行く必要がなく、納め忘れがありません。また、一度手続をすると、翌年度からも自動的に継続されます。（ただし、保険の項目が異なる場合、改めて手続が必要となります。）

口座振替のご依頼は、預貯金口座をお持ちの金融機関で、備付けの「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、お申し込みください。お申込みには、預貯金通帳・印鑑・納付書が必要です。

納期は、7月・平成29年3月の毎月（全9回）です。何らかの事情で納付が困難な場合は、お早めに保険課収納係（☎ 10ページ参照）へご相談ください。



地域に根付いた 野球チームが誕生！

6月10日㊦、田辺スポーツパークで和歌山県を拠点としたプロ野球独立リーグ球団「和歌山ファイティングバーズ」の設立記者会見が行われました。



被災地のために職員を派遣

5月26日㊦、熊本地震による家屋被害認定業務を支援するため、熊本県に派遣されていた税務課の柴田真吉さんが、市長へ派遣時の報告を行いました。



地域社会の発展と 学術振興のために

6月1日㊦、和歌山大学と本市との連携協力に関する包括協定の締結式が執り行われ、相互の発展に向けた更なる連携が図られることとなりました。



開館から4年4か月で達成

6月1日㊦、たなべの来館者数が100万人を突破。100万人目となった新庄町の田上享子さんには、花束などの記念品が贈られました。



田辺市の記念品を贈呈

5月29日㊦、田辺市観光センターへの来館者20万人となり、達成者のアメリカのトマス・ストリクラーさん(右)に、記念品が手渡されました。



みんなで環境保全活動！

6月4日㊦に田辺湾クリーン作戦が、5日㊦に大塔クリーン作戦が行われ、多くの皆様のご協力で両日合わせて9000kgを超えるごみが回収されました。



リオデジャネイロへ向けて

6月14日㊦～18日㊦の5日間、田辺スポーツパークでリオデジャネイロパラリンピック陸上競技の日本代表候補選手の強化合宿が行われました。

15日㊦には公開練習、交流事業、歓迎セレモニー等があり、交流事業には明洋中学校陸上競技部の生徒たちが参加。競技の指導や選手との交流、選手と生徒たちによる400mリレー対決が行われました。リレー対決では生徒たちが樋口政幸選手(T54クラス800m)に見事勝利。会場全体が沸く結果となりました。生徒たちは「義足のことはあまり知らなかったが、知ることができた」「競技用の車椅子に乗ってみたいが、難しそう」と話していました。



梅の豊作と産地繁栄を願い 各地でPR

梅の日の6月6日㊦、各地で行事が行われました。

東京の中央卸売市場では、本場の梅の味を市場関係者に確かめてもらうために、試食や試飲のできる和歌山フェアを開催。千代田区の首相官邸では、市長らが安倍首相を表敬訪問し、梅干しなどを贈呈しました。また、京都の下鴨神社や上賀茂神社では、平安時代に梅を献上したとのいわれにちなみ、梅道中を再現しながら紀州南高梅の奉納を行いました。さらに地元では、熊野本宮大社で梅の日の記念式典として梅漬神事が執り行われるなど、各地で今年の梅の豊作と産地繁栄を祈りました。

おしらせ ボックス

市営住宅の入居者を募集 します

- 募集住宅
 - ◇本庁管内(各1戸)
 - 《新万》新万4〔単・可〕
 - 《中芳養》中芳養4
 - ◇龍神行政局管内
 - 《広井原》広井原1戸
 - ◇中辺路行政局管内(各1戸)
 - 《川倉》川倉2
 - 《石船》石船
 - 《小皆》小皆〔高・〔単・可〕
 - 《野中》野中
 - 《近露》近露〔定〕
 - 間取り・家賃等
- 間取りは2DK、3DK等
タイプが異なります。家賃は、

8500円〜4万7600円
で、住宅や所得により異なり
ます。

7月1日④〜22日⑤に下記
へ郵送でお申し込みくださ
い。申込用紙は下記又は各行
政局産業建設課(2ページ参
照)で配布しています。

※応募者多数の場合は抽選と
なります。抽選は、8月5日
④10時から、本庁舎3階「第
一会議室」で行います。なお、
募集団地等を変更する場合が
あります。

■随時募集住宅
既に入居者が決定している
場合等があります。

◇龍神行政局管内(各1戸)
《甲斐ノ川》甲斐ノ川
《小家》小家

◇中辺路行政局管内(各1戸)
《栗栖川》栗栖川鍵
《大川》大川下
◇大塔行政局管内
《合川》合川庵谷〔定〕2戸
《向山》向山〔定〕4戸
◇本宮行政局管内
《下湯川》下湯川1戸

■語句説明
◇「高」どちらかが65歳以
上で、自立した生活ができる
夫婦が対象ですが、親子等2
世代での申込みはできません。
◇「単・可」単身者及び世

帯での申込みができます。

◇「定」市外からの移住者
が対象ですが、市内に住民票
がある方も申込みができま
す。ただし、市外からの申込
みの方を優先します。

■随時募集住宅
既に入居者が決定している
場合等があります。

◇龍神行政局管内(各1戸)
《甲斐ノ川》甲斐ノ川
《小家》小家

◇中辺路行政局管内(各1戸)
《栗栖川》栗栖川鍵
《大川》大川下
◇大塔行政局管内
《合川》合川庵谷〔定〕2戸
《向山》向山〔定〕4戸
◇本宮行政局管内
《下湯川》下湯川1戸

■語句説明
◇「高」どちらかが65歳以
上で、自立した生活ができる
夫婦が対象ですが、親子等2
世代での申込みはできません。
◇「単・可」単身者及び世

田辺市文化賞受賞候補者
を募集します

受賞候補者を広く市民の皆
さんから募集します。昭和45
年に創設した「田辺市文化賞」
の制度を継承し、毎年、市の
文化の発展に貢献された方々
に本賞をお贈りし、その功績
をたたえています。

市内在住の方又は市出身
者、若しくは市内に在住した
ことのある個人で、市の文化
(学術・芸術・体育・生活文
化等)の発展に貢献した方た
だし、他薦に限る。

■受賞者の決定
田辺市文化賞推薦委員会
審議を行い、その答申に基づ
き市長が決定します。

■推薦方法 7月1日④〜8
月1日④「必着」に、所定の
推薦書類に必要な事項をご記
入の上、左記へ直接又は郵送
で提出してください。(提出
いただいた推薦書類は、返却
しません。)なお、推薦書類
は左記で配布しているほか、
ホームページからも取得でき
ます。

■秘書課 秘書係
〒646-8545
新屋敷町1
0739(26) 9910

市長の部屋

ホームページに「市長の部屋」
を設置し、市長のコラムや活動
の記録を掲載しています。また、
「秘書課公式フェイスブック」も
併せてご覧ください。
□ <http://www.city.tanabe.lg.jp/hisho/contents.html>

■昨年の授賞式の様子



□ <http://www.city.tanabe.lg.jp/hisho/index.html>

おしらせボックス

第63回田辺市美術展覧会 の開催と出展作品募集に ついて

- 回①第1期(書・彫塑・生花の部) 10月7日④〜9日④
- ◇第2期 洋画・写真・工芸の部 10月14日④〜16日④
- 《招待出品》日本画・工芸 9時〜19時
- ※9日④、16日④は17時まで
- 募集作品 書・彫塑・生花・洋画・写真・工芸
- 市内及びその周辺に住所又は本籍を置く方、又は通勤・通学されている方等(中学生以下は除く)
- 作品1点につき5000円(ただし、高校生は無料)を添えて、左記のとおり紀南文化会館の各受付会場へ、9時〜17時に直接お持ち込みください。
- ◇書 10月3日④ 1階「展示ホール」
- ◇彫塑 10月3日④ 4階「研修室」
- ◇洋画 10月10日④ 1階「展示ホール」
- ◇写真 10月10日④ 4階「研修室」
- ◇工芸 10月10日④ 4階「小ホール」
- 「生花」は事前申込みが必要で、9月9日④「消印」

までに、左記へ住所・氏名・電話番号・格花・盛花の別をはがきにご記入の上、お申し込みください。(45名を超えた場合は、抽選となります。)

活け込みは、10月6日④の8時40分〜12時に紀南文化会館4階「小ホール」で行います。

なお、本展覧会から、陶芸部門は工芸部門に統合されました。

※工芸(陶芸・染織・漆芸・木竹工・パッチワーク等)

■文化振興課文化振興係
(市民総合センター3階)
〒646-0028
高雄一丁目23-1
0739(26) 9943

おやこ食育教室の参加者を募集します

- 回①7月30日④
- 回②10時〜13時頃
- 市民総合センター4階
- 「料理実習室」
- 調理実習と食事を食育の5つの力のうち、「食べ物を選ぶ力」「食べ物の味がわかる力」を重点テーマとし、子供の頃から減塩対策に取り組み、バランスの取れた食事を体験していただきます。
- メニューは、当日のお楽しみです!
- 市内に在住の年長〜小学生とその保護者
- 回③15組「先着」
- 回④親子で3000円(子供2人目からは、1人につき1500円必要)
- 回⑤上履き・エプロン・三角巾・マスク・手拭き1枚・布巾1枚・筆記用具
- 回⑥7月11日④〜25日④に左記へ電話でお申し込みください。
- 回⑦健康増進課 健康管理係
0739(26) 4901

大塔合川ダムカヌー体験教室の参加者を募集します

- 回①7月30日④(荒天中止)
- 回②9時30分(受付開始)〜15時頃
- 合川ダムカヌーポット下
- 合川ダムカヌーポット下
- 集合川ダムカヌーポット
- 小学生以下は保護者同伴
- 回③30名「先着」
- 回④5000円
- 回⑤弁当、飲み物、着替え
- 回⑥7月11日④〜22日④に左記へ氏名・住所・連絡先を「記入の上、FAX又はEメールでお申し込みください。
- 回⑦大塔行政局 産業建設課
0739(48) 0301
0739(49) 0359
ofo@city.tanabe.lg.jp
- 回⑧第25回大塔地球元気村2016を開催します
- 回⑨8月11日④(荒天の場合、下記へお問い合わせください)
- 回⑩9時〜21時頃
- 回⑪大塔水辺の楽校等
- 回⑫午前 カヌー試乗や木工など各種体験教室(要予約)
- 回⑬午後 アマチュアバンドの演奏、魚のつかみ捕り体験(中学生以下が対象)
- 回⑭夜 ステージイベント、よ

さこい踊り、討論会、大塔花火大会

回⑮各種体験教室については、7月19日④〜29日④に左記へ電話でお申し込みください。

「先着」

詳しくは、プログラム冊子又は大塔観光協会ホームページをご参照ください。

回⑯大塔地球元気村実行委員会(大塔行政局 産業建設課内)
0739(48) 0301
□ <http://www.aikis.or.jp/~otomura/>



■昨年の魚のつかみ捕り体験と花火の様子

南方熊楠顕彰館で企画展
や講座を開催します

〔第21回特別企画展「熊楠と熊野の妖怪」〕
 7月16日(土)～9月11日(日)
 10時～16時30分(最終入館)
 南方熊楠顕彰館
 南方熊楠は、豊かな伝承の残る紀南地方の民俗に深い関心がありました。生物研究のために熊野の森に分け入るよう書物の森に出掛け、街中で多くの人々と交わり、様々な習俗・伝承・民間信仰に出会いました。今回は、熊楠が見聞した熊野の妖怪と怪異伝承、熊楠がそれをどう見たかを紹介します。



熊楠が屏風から模写させた「山の神草紙」の絵

物品入札参加者等追加登録の受付をします

8月1日(月)～31日(金)
 左記及び各行政局総務課(2ページ参照)
 物品が発注する物品(食品を除く)及び役務等(警備・物品賃貸・集団健康診査等)の業務を受注しようとする事業者は、物品入札参加者等としての登録が必要です。
 市内に本店及び営業所のある事業者は直接お持ちください。
 右記以外の事業者は直接お持ちいただくか、郵送してください。

登録の有効期間

10月1日(土)～平成31年3月31日
 申請書類及び要項の配布
 左記で配布しているほか、ホームページに掲載しています。郵送を希望される場合は、1400円切手を貼った返信用封筒を同封の上、お申し込みください。
 固契約課 契約管財係(本庁舎3階)
 〒646-8545
 新屋敷町1
 ☎0739(26)9964
<http://www.city.tanabe.lg.jp/keiyaku/index.html>

「夏休み子ども特別講座」地球上最強の生物クマシを観察しよう!参加者の募集

8月7日(日) 9時～12時
 和歌山県立田辺高等学校1階「生物実験室」
 南方熊楠は、粘菌(変形菌)や植物に限らず、昆虫や動物にも興味を持っていました。今回は、身近だけれどもよく知られていない、真空・高温・高圧にも耐えられる不思議な生物クマシ等を観察します。
 小学生及び保護者(高校生以上) 20組(先着)
 講師 土永知子さん
 (和歌山県立田辺高等学校教諭) 土永浩史さん
 (和歌山県立神島高等学校教諭)
 7月22日(金)10時から左記へ電話でお申し込みください。持ち物等、注意事項がありますので、申込み時に左記へお問い合わせください。
 【海の特別開館について】
 7月18日(月)～
 10時～16時30分(最終入館)
 南方熊楠顕彰館
 18歳以下の方は、南方熊楠邸の入場無料
 先着30名にオリジナルグッズをプレゼント
 南方熊楠顕彰館
 ☎0739(26)9909

吉野熊野国立公園指定80周年&拡張記念 自然観察教室を開催します

7月23日(土) 9時～16時
 ひき岩群周辺
 ②植物の採集と標本の作製
 7月24日(日) 9時30分～12時
 ひき岩群周辺
 ③粘菌の観察
 7月24日(日) 13時30分～16時
 ふるさと自然公園センター
 ④フランクソンの観察
 7月30日(土) 9時30分～12時
 ふるさと自然公園センター
 ①④の共通事項
 ふるさと自然公園センター
 講師 ふるさと自然公園センター専門員等
 ②小・中・高校生・一般(小学生は保護者同伴)
 ③筆記用具・採集用具・ビニール袋等
 ④は筆記用具のみ
 ⑤服装 帽子・手袋(軍手)
 ※④は服装自由
 前日までに下記へ、参加者の住所・氏名・年齢・電話番号をはがき又は電話・FAX・Eメールでお申し込みください。

和歌山県漁業調整委員会委員の一般選挙が執行されます

任期満了に伴う和歌山県漁業調整委員会委員一般選挙が執行されます。漁業関係の方には重要な選挙ですので、棄権することなく、貴重な一票を投じましょう。
 8月3日(金) 12時～17時
 第1投票区 和歌山南漁業協同組合湊浦支所会議室
 第2投票区 和歌山南漁業協同組合漁村センター
 第3投票区 芳養公民館「大集会室」
 第4投票区 新庄漁業協同組合「会議室」
 投票できる方 海区漁業調整委員会委員選挙人名簿に登録されている方
 期日前投票
 7月26日(火)～8月2日(火) 8時30分～20時
 本庁舎別館3階「大会議室」
 選挙管理委員会事務局
 ☎0739(26)9945



園ふるさと自然公園センター
 〒646-0051
 稲成町1629
 ☎0739(25)7252
 ☎0739(25)7252
 hikawa@mb.aiks.or.jp
 毎週(休館日)の場合、その翌日

再就職準備セミナーを開催します

「仕事に必要なPCスキルを身につけよう」
 7月26日、8月2日、9日(全3回)
 9時～12時
 市民総合センター2階「会議室4」
 講師 地本裕子さん
 (Microsoft認定トレーナー、キャリアカウンセラー)
 結婚・出産・育児・介護等をきっかけに仕事を辞めたけれど、また働きたいと思っている方のための就活セミナーです。再就職を成功させるために、仕事に役立つスキルを身に付けて一歩を踏み出してみませんか?
 ※ワード・エクセル応用編の3回連続講座ですので、連続受講をお勧めします。

国民健康保険高齢受給者証を更新します

70歳～74歳の国民健康保険加入者に交付している「高齢受給者証」は7月31日(金)が有効期限となっています。8月1日(金)からご使用いただく新しい高齢受給者証は7月下旬に送付します。
 高齢受給者証は、自己負担割合を示していますので、医療機関等で受診するときは、保険証と一緒に窓口提示してください。自己負担割合は、平成27年中の所得等により変更になる場合があります。
 ※有効期限切れの高齢受給者証は、8月1日(金)以降に返却又は裁断処分してください。
 固保険課 庶務係
 ☎0739(26)9924



市内に在住し、再就職をしたいと思っている方で、パソコンの文字入力ができる方
 8名(先着)
 7月11日(月)～22日(金)に左記へ電話又はFAX・Eメールでお申し込みください。
 一時保育 7月14日(木)までにお申し込みください。対象は小学3年生までで無料です。
 男女共同参画センター
 ☎0739(26)4936
 ☎0739(24)8323
 tanjo@city.tanabe.lg.jp



世界遺産セミナーを開催します

7月31日(日) 13時～15時
 世界遺産熊野本宮館「多目的ホール」
 演題 「紀伊山地の霊場への参詣道について」
 講師 藤井幸司さん
 (公益財団法人 和歌山県文化財センター 主査)
 40名
 和歌山県世界遺産センター
 ☎0735(42)1044

国民年金保険料の免除申請ができます

国民年金は、20歳以上60歳未満の方が必ず加入し、厚生年金等加入者及びその扶養となつていて配偶者以外の方はご自分で保険料を納付していただく必要があります。納付が困難なときは、保険料の免除を申請することができます。50歳未満(平成28年6月までは30歳未満)の方には納付猶予の制度もあります。
 保険料の免除は、本人・配偶者・世帯主の全員の前年中所得がそれぞれ一定の基準額以下である方が対象です。
 なお、失業された方は、特例免除を受けられる場合がありますので、ご相談ください。
 申請期間 7月以降分は7月1日(金)～(過去分は原則2年1か月前まで随時申請できます)
 国民課 庶務年金係
 ☎0739(26)9925



通知カード・マイナンバーカードに関する休日窓口を実施します

通知カード及びマイナンバーカードの申請受付と交付のために、休日窓口を実施します。

【開】7月24日(日) 9時～16時
場市民課カード受付窓口(本庁舎2階)

◇通知カード及びマイナンバーカードの受取がまだの方で、市民課で保管している方(案内文書が届いた方)

◇通知カードの再交付申請、マイナンバーカードの申請・再交付申請される方

※龍神・中辺路・大塔・本宮地域にお住まいの方へ
各カードは各行政局住民福祉課でお預かりしています。平日の開庁時間内にお越しになるのが難しい場合は、各行政局住民福祉課へご相談ください。

■ご注意

◇住民票異動や戸籍に関する届出、各種証明書の発行等、通常の業務は行いません。
◇ご本人がお越しください。また、15歳未満の方は法定代理人(保護者等)の方と一緒にお願いします。
◇代理の方がお越しになる場

南紀若者サポートステーションをご紹介します

南紀若者サポートステーション(サポステ)では、どんな仕事に向いているかわからない方や就職活動の仕方がわからない方等、就職に不安を抱えている若者を応援し、支援する活動を行っています。サポステスタッフに就職支援プログラムについて相談してみませんか。

【開】15歳～39歳の若者(保護者・関係者等からの相談にも応じます)

■開所日時 平日10時～18時

◇無料(利用プログラムによつては、材料費等の実費が必要となります)

◇①相談支援事業
◇キャリア・コンサルタントによる相談(就職に関する各種相談、履歴書・職務経歴書の作成、面接対策等)

◇臨床心理士による相談(様々な悩みや不安等、こころの相談)

◇訪問支援員による相談(来所が難しく、ご自宅等への訪問相談を希望される方)

◇②ステップアップ事業
◇ステップアップ支援員による相談(サポステの支援を受けて就職した若者へ、職場で

合は、必要な書類等、様々な条件がありますので、左記へお問い合わせください

◇市民課カード受付窓口
◇0739(34)2131
◇各行政局住民福祉課
◇2ページ参照



戦争の悲惨さ、忘れないために

原爆が投下された広島市と長崎市では、それぞれ毎年8月6日の8時15分、8月9日の11時2分に、原爆の犠牲となり亡くなった方々の冥福と世界の恒久平和の実現を祈念して、平和の鐘を合同に1分間の黙とうをささげることになっています。

私たちがこの趣旨に賛同し、それぞれの家庭・職場・地域で、黙とうをささげましょう。

関係課 庶務係
0739(26)9916

龍神村一斉美化清掃を行います

昨年に引き続き、次の日程で一度に美化清掃を行います。

【開】7月17日(日) 8時～

※小雨決行
場龍神行政局管内の道路・河川及び地域周辺(地区ごと)に現地集合

場龍神行政局住民福祉課
0739(78)0820

公式ツイッター、フェイスブックのご案内

市では、新たな情報発信手段の一つとして、民間ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を活用するため、ツイッター及びフェイスブックの田辺市公式ページを開設しています。

行政情報及び地域の情報等、様々な情報を積極的に発信していますので、是非ご活用ください。

◇ツイッターアカウントページ
http://twitter.com/tanabedty
◇フェイスブックページ
http://www.facebook.com/tanabedty

Uターン就職希望の方へUターンフェアin田辺を開催します

【開】8月12日(金) 13時～16時
場ガーデンホテルハナヨ アリーナ会場

(文里二丁目36-40)
場県外に在住する和歌山県出身の大学等の新規卒業予定者と一般Uターン希望者を対象に、田辺地域を中心とした紀南地方の企業による合同企業説明会を開催します。

個別面談による企業内容の説明、田辺公共職業安定所による就職相談を実施します。

■参加予定企業 約40社
場商工振興課商工労政係
0739(26)9970

◇田辺商工会議所
0739(22)5064

◇牟婁商工会
0739(35)1110

◇龍神村商工会
0739(78)0472

◇中辺路町商工会
0739(64)1002

◇大塔村商工会
0739(49)0171

◇本宮町商工会
0735(42)0269

別指導又は自学自習

◇各種専門機関との連携(本人・ご家族の希望も含めて、必要に応じて連携している各種専門機関を紹介)

場南紀若者サポートステーション
〒646-0028
高雄一丁目23-1(市民総合センター北館)

0739(26)2111
0739(26)0085

mailto:nanki-saposte@ec2.technowave.ne.jp
http://www.nanki-saposte.jp/

PC・携帯共通サイト

あなたの就活を
全力サポート!!

サポステでは15歳から39歳までの若者を対象に、就職に向けた支援プログラムを実施しています。

●就職支援プログラム各プログラムについての詳細はお気軽にお問合せ下さい。

■お問合せ・申し込み先 南紀若者サポートステーション
TEL:0739-25-2111 FAX:0739-25-0085
〒646-0028 和歌山県田辺市高雄一丁目23-1 市民総合センター北館
HP http://www.nanki-saposte.jp/
E-mail nanki-saposte@ec2.technowave.ne.jp



災害発生時の情報提供

市では、台風や地震、津波等の災害発生時に、FM TANABE(FM88.5)と連携し、市民の皆さんに災害情報をお伝えしています。放送は、インターネットでも聴くことができます。

詳しくは、「サイマルラジオ」のホームページをご覧ください。
場企画広報課 広報係
0739(26)9963
サイマルラジオ
http://www.simulradio.info/index.html#nanki

～7月の納税～

- 固定資産税・都市計画税…第2期分
 - 市県民税 給与特別徴収…6月徴収分
 - 国保税 普通徴収…第1期分
 - 介護保険料 普通徴収…第1期分
 - 後期高齢者医療保険料 普通徴収…第1期分
- ※納期限を過ぎて納付されますと、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

～田辺市の人口～

(平成28年5月末現在)

	前月比
男	36,260人 (-56)
女	40,627人 (-31)
計	76,887人 (-87)
世帯	35,600世帯 (±0)
出生	31人 (男12 女19)



😊 地域に愛される球団を目指して

田辺・西牟婁地域を本拠地とする関西のプロ野球独立リーグに加盟の新球団「和歌山ファイティングバーズ」の設立・運営に携わっています。この地域で球団を設立することになったきっかけは、去年にこちらで試合が行われたことでした。田辺市に新しい球場ができたことはもちろん、人も気候もあたたかいこの場所です。選手が野球に打ち込めると思ったからです。

独立リーグを通してプロ野球入りを目指す選手を育成していこうと考えていますが、私たちは、選手には技術だけでなく、地域の方々との交流を通じたり地元産業にも触れたりして高い人間性も身に付けてほしいと思っています。引退後もこの地に残り、活力になる人を育てる。それが私たちの考える地域貢献です。

皆さんの応援がなければ活動を続けていくことはできません。来シーズンからの本格的な始動に向け、地域に根付き、愛されるチームにしていきたいと思ひます。



こうげ たく
高下 沢 さん

32歳 鮎川
NPO法人「ANFUTURE」理事

たなベスマイル



すくすく 子育てクラブ

36 子供の熱中症

子供は体温調整機能が未熟なだけでなく、地面から照り返す熱の影響を受けやすく、熱中症を起こしやすいと言われています。外気が穏やかな日でも、車内に子供を置き去りにするのは大変危険ですので、絶対にやめましょう。

■予防のポイント

①扇風機やエアコンで温度を調節し、すだれ、打ち水などを利用しましょう。外出時は帽子を着用し、こまめに休憩する、保冷剤や冷たいタオルで体を冷やすなど、暑さを避ける工夫をしてください。

②子供がいつでも水分をとれるように気配りしてあげましょう。また、きちんとした食事を摂ることは水分と塩分の補給にもなります。日頃から体調を整えることも大切です。

■熱中症の応急処置
①涼しい所で休ませる。



大塔行政局 保健福祉係
漢田 紀可

②衣服を緩め、体を冷やす。
（特に太い血管のある首筋、脇の下、足の付け根等）
③水や塩分を補給する。
元気が無くなりばりやすくなる、筋肉痛がある、顔色が赤く（青く）なっているときは、熱中症のサインかもしれません。応急処置をしても、症状が改善しない、自力で水が飲めない、意識が無くなるなどの場合は、すぐに医療機関を受診しましょう。

熱中症は、適切な対策を取れば予防できるので、体調の変化に気を付けて、周囲の人と注意し合ひましょう。

備えて 防災コラム

第26回 防災訓練に参加しましょう

大規模な地震・津波災害や梅雨前線の停滞、台風の上陸などによる風水害・土砂災害の発生時には、自らの命を守るために迅速かつ効果的に行動することが要求されます。そのためには、実際に訓練などに参加して、実践的な力を身に付けることが必要です。平成23年に発生した東日本大震災では、訓練の成果が発揮された事例があります。

宮城県のある保育園では、地震が起きたときは園児の部屋の時間を止めた。保育士はすぐに園児を起こし、園児全員がいることを確認。即座に、0歳児や乳児はおんぶや手wagenに乗せ、2歳児以上は手を握らないで歩き、日頃の訓練で避難場所と決めていた高台に着きました。ところが、振り返ると、保育園が津波に飲み込まれてしまったことから、保育士は「ここも危ない」と瞬時に判断し、更に高い場所に園児を誘導し、津波から逃げ切りました。

その保育園では、各種災害を想定した避難訓練を毎月行っていました。保育士の日頃の訓練の成果による的確な判断と冷静な対応が子供たちの命を救ったといえます。

地震・津波だけでなく、あらゆる災害に冷静に対応し、また、迅速・的確な判断を行うためには、日頃から訓練に参加することが重要です。「訓練でできないことは、災害時でもできない」と、訓練の本番のつもりで、本番は訓練のつもりで、こうした心構えで防災訓練に参加しましょう。



我が家の愛ドル

（7月生まれ）



中田 奏次郎ちゃん（1歳）
そうちゃん1歳のお誕生日おめでとー！
お兄ちゃん、お姉ちゃんみたいで、元気で逞しく育ってね。



沖平 寧々ちゃん（3歳）
「また可愛くなったんじゃない？」と思う毎日です。親バカだけど、一緒に過ごせる毎日が本当に大切に幸せです！ママとパパの所へ来てくれて本当にありがとね（^^）

パパ・ママより



柳川 虎太郎ちゃん（2歳）
元気で明るい虎太郎！
ビッパ化で産まれた虎太郎も2歳か〜（笑）
たくさん食べて動いて大きく成長してね☆
お父さん、お母さんより



坂本 渚ちゃん（5歳）
弟思いで、しっかり者のなちゃん♪
いつもみんなに優しくしてくれてありがとう。
これからも、弟と仲良く元気にすくすく育ってね。
とーと・かーかより

広報発行月に誕生日を迎えるお子さん（就学前まで）の写真を募集しています。（氏名、住所、生年月日、電話番号、簡単なコメントを添えてください。）8月生まれのお子さんの締切りは7月11日⑨です。掲載できる枠に限りがありますので、先着順とさせていただきます。ご了承ください。

■あて先 〒646-8545 新屋敷町1 企画広報課 広報広報係 ☎kikaku@city.tanabe.lg.jp





図書館へ行こう

ひとことコラム

子供の頃から7月になると、「田辺祭」が待ち遠しくなりませんでした。24日の終業式が終わると、家族で祭り見物に出かけたものです。「闘雞神社」の社名は、源平合戦の際に源氏と平家のどちらに味方するか、紅白の鶏を戦わせて神意を占ったという物語に由来することはよく知られています。424年の創建で、古くから熊野参詣の際には闘雞神社に参り心願成就を祈願したとのこと。世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」への追加登録が確定すれば、喜びもひとしおです。(道)

司書のオススメ 新着図書



子どもがどんどん整理整頓したくなる! お片づけ帖

著/カール 友波 出版/永岡書店

子供のときに、片付けの基本を身に付けることは、一生の宝物と言われるほど大切なことです。子供が楽しく整理整頓できるようになるノウハウを紹介します。



すばこ

文/キム・ファン 絵/イ・スンフォン 出版/ほるぷ出版

巣箱は人が作った鳥の家です。もともとはドイツ人だんしゃくが作ったそうですよ。日本ではあまり知られていない巣箱の始まりと楽しみかたをえがいた美しい絵本。

本館=毎週⑧(⑨を除く。)/7/28⑧(館内整理)
龍神分室=第1・3・5④⑧/7/18⑧⑨
中辺路分室=毎週⑧/7/18⑧⑨
大塔分室=第1・2・3・5④、毎週⑧/7/18⑧⑨
本宮分室=毎週④⑧/7/18⑧⑨

休館日

お子さんと一緒に
おはなしのコーナー



■おはなし会

絵本の読み聞かせや紙芝居など

(対象: 4歳くらいから)

本館=7/3・10・17・24・31・8/7

(全⑧、11時~)

中辺路分室=7/16④(10時30分~)

大塔分室=7/23④(10時30分~)

■おはなしのじかん

おはなしや わらべうたなど

(対象: 小学生以上)

本館=7/2・8/6(全④、11時~)

■おはなしタイム

おはなしや 絵本の読み聞かせなど

(対象: 4歳くらいから)

本館=7/9・16・23(全④、11時~)

■ひよこタイム

赤ちゃん絵本の読み聞かせや わらべうたあそびなど (対象: 0~2歳)

本館=7/20⑧(11時~)

■こぐまタイム

絵本の読み聞かせやパネルシアターなど

(対象: 2~3歳)

本館=7/20⑧(11時30分~)

☆オウマガドキのおはなし会

夏に聞きたいこわ〜いおはなしや紙芝居など (対象: 小学生以上)

本館=7/22⑧

(①16時30分~、②17時15分~)

(定員: 各50名 [先着]、申込: 不要)

開館時間

本館=④~④ 9時30分~19時30分
⑧・⑨ 9時30分~18時
分室=9時~17時
※龍神分室は、④~④ 20時まで時間延長あり。

※移動図書館の運行日程・巡回時間については下記までお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

①問合せ 市立図書館 ☎ 0739-22-0697 (☎ http://www.city.tanabe.lg.jp/tosho/index.html)

必撮!!

まちかど特派員

市民レポーターが、地域情報を発信★



風穴を探して

風穴をご存じでしょうか。地殻の変動でできたものだと推測され、岩に穴が開いた状態のことをいいます。その穴の中は一定の温度の風が吹き、夏は冷たく、冬は暖かく感じられます。

そんな風穴は、大塔木守地区で昭和43年に確認されてから以降、その場所を誰も見つけることができなくなっていました。その風穴を探そうと大塔村商工会青年部を中心としたメンバーで結成された「風穴探索プロジェクト」が昨年からはじめ、木守地区に数度訪れました。11月の初回には見つけることができませんでした。11月、2度目に訪れた際、地元の方々の指導もあり、発見することができました。私も同行していましたが、その時は

青年部の皆さんたちと喜びを分かち合いました。本館に不思議で神秘的な場所でした……。何でもないような岩の切れ目から乾いた風が吹いてくるのですから! 木守の風穴は昔、大きな地滑りが起きてできたものと推測されるそうです。今後、大塔村商工会はこの風穴を観光資源にして全国に発信する事業に取り組む計画を立てています。今後の事業展開を楽しみにお待ちください。

文・写真 赤木晶子



第4回 伏菟野のホタル祭り

今回は伏菟野のホタル祭りに行ってきました。おいしい屋台のお店や、地元の野菜とお花、子供たちが喜ぶ金魚すくいもあり、とてもにぎやかでした。ちょうちんもぶら下がっていて、日本の夏祭り気分になりました。だんだん景色も暗くなり、たくさんホタルが光りながら飛び始め、まるで、夜の世界を踊っているように見えました。ハワイにはホタルがないので初めて見た風景でした。川の音を聞きながら、田辺のきれいな空を見上げ、星に囲まれたようにホタルの美しさに感動し、気持ちが安らくなりました。とても幻想的で夢みたいでした。光っているホタルの写真を一生懸命撮ろうとしたのですが、なかなかうまく撮れません。その時に気が付いたことは子供や若者たちは携帯を触ったり、SNSを使ったりして必死に良い写真を撮ろうとします。たまには携帯をしまって、大切な人(家族や友達)と一緒にその時にしか見えない景色と自然の美しさを楽しむ事が大事だと思いました。ホタルは空気と水がきれいな所にしか飛ばないと聞き、やっぱり田辺はいい所だなと思いました。これから田辺の素晴らしい自然の景色を楽しみたいと思います。



Aloha! 国際交流員のシェンです。私が市内のあちこちで出会った「田辺ななび」の体験や出来事を皆さんにお伝えします。

シェンの
ほのの
たなび
散歩



相 談 日 程

市民法律相談

☎市民に限りです。

■相談日（予約受付開始日）・相談員
7/11 ㊦（7/5）＝中松弁護士
7/19 ㊦（7/12）＝鈴木弁護士
7/25 ㊦（7/20）＝山本弁護士※
8/1 ㊦（7/26）＝木戸弁護士
8/8 ㊦（8/2）＝岡田弁護士
8/22 ㊦（8/9）＝村上事務所
☎社会福祉センター 3 階「相談室」
（本庁舎東隣 3 階）

※ 7/25 は大塔行政局

■予約方法 予約受付開始日から相談日の正午までの間に、電話又は直接、下記までお申し込みください。

☎8 名「先着」※ 7/25 は 4 名

■受付時間

平日 8 時 30 分～17 時 15 分
受付時に簡単に相談内容をお聞きます。

■相談時間

14 時～16 時のうち、1 人 15 分間
（集合時間は予約時にお伝えします。）
※ 7/25 は 14 時 30 分～15 時 30 分
※相談・聞き取りは、できるだけ本人が応じてください。また、相談に関係する書類があればお持ちください。

※弁護士職務基本規程に抵触することが判明した場合等は、当日の相談をお受けできません。

☎自治振興課 市民生活係

（本庁舎 3 階）☎ 0739-26-9911

市民・消費生活相談

消費生活のトラブルや多重債務など市民生活についての相談に応じます。

☎平日 8 時 30 分～17 時 15 分

☎自治振興課 市民生活係

（本庁舎 3 階）☎ 0739-26-9911

行政相談

■相談日・場所・相談員

7/15 ㊦㊦＝中辺路行政局・中村恒夫
7/26 ㊦㊦＝社会福祉センター 3 階
「相談室」・那須正治
（☎ 090-4640-3142）

7/26 ㊦㊦＝本宮行政局・折戸富子
7/27 ㊦㊦＝大塔行政局・佐田俊知
8/5 ㊦㊦＝龍神行政局・松本淳

■相談時間

㊦＝10 時～11 時

㊦＝13 時～15 時

㊦＝13 時 30 分～15 時 30 分

☎自治振興課 市民生活係

（本庁舎 3 階）☎ 0739-26-9911

人権・登記・相続相談

■相談日・場所・相談員

7/19 ㊦＝本宮行政局

人権擁護委員・法務局職員

8/5 ㊦＝龍神行政局

人権擁護委員・法務局職員

☎13 時 30 分～15 時 30 分

※受付は 15 時まで

☎法務局 田辺支局

（文里一丁目 11-9）☎ 0739-22-0698

※人権相談については㊦㊦㊦を除き、法務局でも相談に応じます。ただし、登記相談については事前にお問い合わせください。

女性電話相談

女性の抱えるいろいろな悩みに、女性相談員が電話で相談に応じます。

☎平日 9 時～12 時

■相談専用電話 ☎ 0739-26-4919

外国人相談 (English)

☎平日 ㊦～㊦ 9 時～17 時

㊦ 9 時～12 時

☎国際交流センター（市民総合センター 3 階）

※事前にお問い合わせください

☎ 0739-26-4908



一般健康相談

血圧測定後、保健師又は看護師が健康について相談に応じます。

■相談日・場所

7/11 ㊦＝西部センター

7/19 ㊦＝芳養児童センター

7/25 ㊦＝南部センター

☎10 時～10 時 30 分

☎健康増進課 健康管理係

（市民総合センター 2 階）

☎ 0739-26-4901

介護相談

☎平日 8 時 30 分～17 時 15 分

☎やすらぎ対策課 地域包括支援センター係
（市民総合センター 1 階）

☎ 0739-26-9906

ひきこもり相談

☎平日 8 時 30 分～17 時 15 分

※直接、窓口に来られる場合は要予約

■相談専用電話 ☎ 0739-26-4933

☎ shc@city.tanabe.lg.jp

☎健康増進課 健康管理係

（市民総合センター 2 階）

☎ 0739-26-4901

不登校・いじめ・教育相談

【不登校・いじめ・教育相談】

☎平日 9 時～16 時

☎教育研究所（本庁舎北隣 2 階）

☎ 0739-25-1511

【いじめホットライン】

☎平日 9 時～16 時

■相談専用電話 ☎ 0739-26-3224

■いじめ相談ダイレクトメール

☎ ijime110@city.tanabe.lg.jp

家庭児童相談

家庭における児童の養育及び福祉についての相談に応じます。

☎平日 8 時 30 分～17 時

☎家庭児童相談室

（市民総合センター 1 階）

☎ 0739-26-4926



子育て相談

【子育て相談】

☎平日 8 時 30 分～17 時 15 分

☎健康増進課 健康管理係

（市民総合センター 2 階）

☎ 0739-26-4901

☎ 0739-26-4901 ☎ 2 ページ参照

【愛あい子育て相談】

☎平日 8 時 30 分～17 時 15 分

※「愛あいルーム」での面接相談可

☎地域子育て支援センター愛あい

（もとまち保育所内）

☎ 0739-22-9285

おやこ健康カレンダー



◇4 か月児健診

7/5 ㊦＝中辺路、12 ㊦＝田辺、21 ㊦＝龍神、26 ㊦＝田辺、8/9 ㊦＝田辺

◇7 か月児健診

7/5 ㊦＝中辺路、13 ㊦＝田辺、21 ㊦＝龍神、27 ㊦＝田辺、8/3 ㊦＝田辺

◇11 か月児相談

7/1 ㊦＝田辺、5 ㊦＝中辺路、21 ㊦＝龍神、26 ㊦＝田辺、8/5 ㊦＝田辺

◇1 歳 6 か月児健診

7/7 ㊦＝田辺、13 ㊦＝本宮、28 ㊦＝田辺、8/4 ㊦＝田辺、9 ㊦＝中辺路

◇2 歳児相談

7/5 ㊦＝田辺、13 ㊦＝本宮、25 ㊦＝田辺、8/1 ㊦＝田辺、9 ㊦＝中辺路

◇3 歳 6 か月児健診

7/8 ㊦＝田辺、13 ㊦＝本宮、20 ㊦＝田辺、8/2 ㊦＝田辺、9 ㊦＝中辺路

◇マタニティスクール

7/1 ㊦＝田辺、8/5 ㊦＝田辺

◇パパママ教室

7/31 ㊦＝田辺

☎田辺…市民総合センター

☎龍神…龍神保健センター

☎中辺路…中辺路保健センター

☎大塔…大塔健康プラザ

☎本宮…本宮保健福祉総合センター

☎時間など、詳しくは対象者に送付している通知をご覧ください。

☎健康増進課 健康管理係（☎ 0739-26-4901）又は各行政局 住民福祉課（☎ 2 ページ参照）までお問い合わせください。

各施設申込み・抽選日



【生涯学習センター】

■貸室 11 室（市民総合センター内）
（交流ホール・会議室・料理実習室など）

☎10 月分は 8/1 ㊦から予約可

☎生涯学習課 公民館係（☎ 0739-26-4925）

【紀南文化会館】

■大・小・展示ホール

平成 29 年 8 月分は 8/1 ㊦ 9 時から受付

■その他の施設

平成 29 年 2 月分は 8/1 ㊦ 9 時から受付

☎紀南文化会館（☎ 0739-25-3033）

☎http://www.kinanbunkakaikan.jp



編集後記

▼今月は世界遺産追加登録について特集しました▼子供の頃からお祭りのときなどによく訪れていた闘雞神社も含まれており、何か不思議な感じがしています（ヤノマイ）

▼一週間ほど風邪を引いていました▼喉の痛みから始まり、熱・せき・鼻づまりに悩まされる▼普段はほとんど風邪を引かないので油断していました▼以後、しっかり気を付けます（りーち☆）

▼気分転換にどこかへ出掛けたい▼取材では様々なところに行くものの、プライベートではどこに行ってもいいからず▼とりあえず家で睡眠をとることにします（まいきー♡）

【有料広告】 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有 料 告 告

2 枠連結（縦 46mm × 横 174mm）

【有料広告】 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有 料 告 告

1 枠単独（縦 46mm × 横 85mm）

有 料 告 告 募 集 中 ！

広報紙・ホームページへ広告を載せてみませんか？

本紙（広報田辺）及び田辺市のホームページに掲載する有料広告を募集しています。

広告掲載を希望される方は、広告原稿を添えて掲載を希望する月の 2 か月前の 20 日までにお申し込みください。

詳しくは、企画広報課 広聴広報係までお問い合わせください。

☎ 0739-26-9963 ☎http://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/koukou-kouhou.html